

教育支援センター「あすなる学級みらい」実施要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)の社会的自立のための指導及び援助を目的に、西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号)第4条第4号において設置される教育支援センター(第4条以下「あすなる学級みらい」という。)の実施について必要な事項を定める。

(運営)

第2条 前条の目的を達成するため、所管するこども支援局こども未来部及び教育委員会学校教育部が密接な連携を図りながら、運営を行う。

(対象者及び学籍)

第3条 教育支援センターに入級できる者は、西宮市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の入級希望を受けた校長の意見を踏まえ、地域・学校支援課長が教育支援センターにおける指導及び援助が可能と認める者とする。

(名称及び位置)

第4条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

あすなる学級みらい 西宮市高畑町2-77(西宮市立こども未来センター内)

(事業内容)

第5条 あすなる学級みらいは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会的な自立や学校への登校に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) その他あすなる学級の目的達成に必要な事業に関すること。

(教育支援員)

第6条 あすなる学級みらいに教育支援員(以下「支援員」という。)を置く。

- 2 支援員は、西宮市長が任命する。
- 3 支援員は、在籍校及び関係機関と連絡及び訪問相談等を定期的に行い、教室の運営にあたる。
- 4 支援員は、地域・学校支援課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

(開室時間等)

第7条 あすなる学級みらいの開室日及び開室時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開室日は、月曜日から木曜日までとする。
- (2) 開室時間は、午前の部が9時30分から11時30分まで、午後の部が13時から15時とする。
- (3) 指導場所は、西宮市立こども未来センターその他地域・学校支援課長が認めた場所とする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、地域・学校支援課長は、必要があると認める時は、開室日、開室時間及び指導場所を変更することができる。

(出席日の報告)

第8条 不登校児童生徒があすなる学級みらいに通級した日数は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に連絡する。

(体験申込)

第9条 通級の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出し、校長はこれを受理する。また校長は受理した書類を地域・学校支援課長に提出する。

- (1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の体験申込書」(様式1)
- (2) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」への通級路の届出」(様式2)

2 校長は、前項の書類とともに、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

- (1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の体験申請書(届出)」(様式3)

(入級の決定)

第10条 地域・学校支援課長は、不登校児童生徒の保護者からの要望に基づいた校長からの依頼により、支援員による面接と通級の体験をもとに入級判定を行い、校長と協議のうえ、入級を決定する。

2 入級を許可された不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出する。

- (1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の入級申込書」(様式4)

3 校長は、前項の書類を受理した後、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

- (1) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」の入級申請書(届出)」(様式5)
- (2) 「教育支援センター「あすなる学級みらい」入級申込書」(写し)

4 地域・学校支援課長は、書類により入級を決定した時は、「教育支援センターの入級決定について(通知)」(様式6)により校長に通知するものとする。

(入級日の決定)

第11条 入級日は、初めて通級した日とする。

(退級の決定)

第12条 あすなる学級みらいの退級は、当該児童・生徒の通級状態などを考慮し、地域・学校支援課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、地域・学校支援課長は、校長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

地域・学校支援課長 様

教育支援センター「あすなろ学級みらい」の体験申込書

下記の児童生徒に、教育支援センター「あすなろ学級みらい」を体験させていただきますようお願いいたします。

保護者名

印

記

学校名・学年・組	西宮市立 学校 年 組
ふりがな 児童生徒名	
体験開始希望日	年 月 日より
学級担任名	
保護者名	
現住所	〒 西宮市
電話番号	()-()-() FAX あり・なし
緊急連絡先	連絡先() 電話()-()-()
特記事項(健康上留意すべきこと等)	

(様式2)

教育支援センター「あすなる学級みらい」への通級路の届出

通級開始(年 月 日)

児童生徒名		住所	西宮市
		電話番号	
学校名	西宮市立 学校	緊急	
学年・組	年 組	連絡先	
<p><通級路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、公的な交通機関を利用してください。 (日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用は届出の道順のみとなります。) ・自宅から教室まで利用する交通機関等も含めて通級路を図示してください。 (通級順路を目印とともに赤線で記入して下さい。) 			
利用する交通機関			
<p>通級途上の責任は一切保護者において負うことを誓います。 学校と協議の上、上記通級路を届出いたします。</p> <p style="text-align: right;">保護者名 ㊟</p>			
<p>保護者の要請に基づき、教育支援センター「あすなる学級みらい」への通級路として認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">西宮市立 学校長 ㊟</p>			

(様式3)

年 月 日

地域・学校支援課長 様

西宮市立

学校長

印

教育支援センター「あすなろ学級みらい」の体験申請書(届出)

このことについて、下記のとおり、教育支援センター「あすなろ学級みらい」を体験させたいので届出ます。

記

1 体験を希望する児童生徒名

年 組 名前

2 体験期間

年 月 日 ~

3 提出書類

- ・ 教育支援センター「あすなろ学級みらい」の体験申込書 (様式1)
- ・ 教育支援センター「あすなろ学級みらい」への通級路の届出 (様式2)

(様式4)

年 月 日

地域・学校支援課長 様

教育支援センター「あすなろ学級みらい」の入級申込書

下記の児童生徒を、教育支援センター「あすなろ学級みらい」に入級させていただきますようお願いいたします。

つきましては、入級中「あすなろ学級みらい」の約束を守らせてます。

保護者名

印

記

学校名・学年・組	西宮市立 学校 年 組		
ふりがな 児童生徒名(性別)	(男・女)		
生 年 月 日	年 月 日生 年齢()歳		
学 級 担 任 名			
保 護 者 名			
現 住 所	〒 西宮市		
電 話 番 号	()-()-() FAX あり・なし		
緊 急 連 絡 先	連絡先() 電話()-()-()		
届 出 理 由			
家 族 欄	名前	続柄	名前
特 記 事 項 (健康上留意すべきこと等)			

(様式5)

年 月 日

地域・学校支援課長 様

西宮市立

学校長

印

教育支援センター「あすなろ学級みらい」の入級申請書(届出)

このことについて、下記のとおり、教育支援センター「あすなろ学級みらい」に入級させたいので届出ます。

記

1 入級を希望する児童生徒名

年 組 名前

2 送付物

- ・ 教育支援センター「あすなろ学級みらい」の入級申込書 (様式4)
- ・ 教育支援センター「あすなろ学級みらい」への通級路の届出 (様式2)

3 その他

- ・ 教育支援センター「あすなろ学級みらい」への通級路の届出(様式2)は、体験入級を申請した通級生は、申請時に提出しています。

(様式6)

年 月 日

学校長 様

地域・学校支援課長

教育支援センター「あすなろ学級みらい」の入級決定について(通知)

このことについて、下記のとおり入級を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 児童生徒名前 年 組 名前

- 2 入級確定日 入級決定後、初めて通級した日

- 3 その他
 - ・ 入級確定日については、担当より連絡いたします。
 - ・ 毎月、地域・学校支援課スクーリングサポートチームから出席及び活動状況を「通級報告書」として送付します。
つきましては、「通級報告書」と同封で送付します「あすなろ学級みらい連絡票」を1週間以内に提出願います。